

令和8年度 石井町職員採用試験案内

令和8年7月1日

石井町
〒779-3295
徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1
電話：088-674-1111

◎申込受付期間 令和8年7月8日（水曜日）～8月5日（水曜日）

◎第1次試験日 令和8年9月20日（日曜日）

- (1) インターネットによる申込みです。
- (2) 受付期間経過後の申込みは一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (3) 試験会場の変更など試験に関する変更がある場合は、石井町のホームページでお知らせいたします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は「試験区分」の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務の内容
土木技師① (高等学校卒業程度)	1名程度	石井町において、土木に関する技術業務に従事します。
建築技師① (高等学校卒業程度)	2名程度	石井町において、建築に関する技術業務に従事します。
保育士・幼稚園教諭① (短期大学卒業程度)	1名程度	石井町において、保育士業務、幼稚園教諭業務又はそれぞれの資格及び免許をいかした業務に従事します。
社会福祉士① (短期大学卒業程度)	1名程度	石井町において、社会福祉の知識や技術を活かした業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分	受験資格
土木技師①	高等学校卒業程度 昭和63年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ①1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者 ②学校教育法に基づく高等学校以上の学校において土木に関する専門課程を修了した者又は令和9年3月31日までに修了する見込みの者

建築技師①	高等学校卒業程度	昭和63年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかの要件を満たす者 ①1級若しくは2級建築士の資格を有する者又は1級若しくは2級建築施工管理技士（建築施工管理技士補）の資格を有する者 ②学校教育法に基づく高等学校以上の学校において建築に関する専門課程を修了した者又は令和9年3月31日までに修了する見込みの者
保育士・幼稚園教諭①	短期大学卒業程度	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格及び幼稚園教諭の免許を有する者又は令和9年3月31日までに当該資格及び免許を取得する見込みの者 令和8年12月25日施行予定の「子ども性暴力防止法」による「特定性犯罪」の前科がない者
社会福祉士①	短期大学卒業程度	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者又は令和9年春の国家試験により当該資格を取得する見込みの者

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 石井町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)
- (4) 幼稚園教諭の免許を有する者が対象の試験区分については、上記(1)～(3)に加え、学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者
 - イ 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - ウ 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 試験の日時及び試験場

区 分	試 験 日 時	試 験 場
第 1 次 試 験	令和8年9月20日(日) (1) 開場・受付 午前9時00分から (2) 試験説明 午前9時45分から (3) 試験開始 午前10時00分から	石 井 町 役 場 (徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1) ※受験者及び送迎者の駐車は、末頁記載の駐車場にしてください。
第 2 次 試 験	令和8年10月下旬 (確定試験日時及び試験場は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

区 分	試 験 種 目	時 間	方 法 及 び 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験 (4 0 題)	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識(時事、社会、人文、自然)及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	専 門 試 験 (3 0 題)	13時00分から 14時30分まで	試験区分ごとにそれぞれの専門的知識及び能力について択一式による筆記試験を行います。問題は、別表の「専門試験出題分野」から出題します。
	適 性 検 査	14時40分から 15時50分まで	職場への適応性等をみるため、次の適性検査を行います。 ・性格特性検査(20分) ・職場適応性検査(20分) ・事務適性検査(10分)
第 2 次 試 験	作 文 試 験	文章による表現力、課題に対する理解力等を有するかどうかをみるための試験を行います。	
	口 述 試 験	主として人柄、性格等をみるための面接を行います。	

別表 専門試験出題分野

試験区分	出題分野
土木技師① 高等学校卒業程度	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基礎力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工（30題 5肢択一式）
建築技師① 高等学校卒業程度	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工（30題 5肢択一式）
保育士・幼稚園教諭① 短期大学卒業程度	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健（障がい児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。）（30題 5肢択一式）
社会福祉士① 短期大学卒業程度	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（30題 5肢択一式）

5 申込手続

インターネット（申込みフォーム）による申込み

石井町ホームページ内に試験区分ごとの申込みフォームへのリンクを設けますので、必要事項を入力及び画像添付して申し込んでください。

下記のQRコードから申込みフォームへ移動することもできます。



【土木技師①】



【保育士・幼稚園教諭①】



【建築技師①】



【社会福祉士①】

申込みフォームの受付期間は令和8年7月8日の8：30から令和8年8月5日の23：59までとなっております。

インターネットの予期せぬトラブル、申込みフォームのメンテナンス等により、受付期間内に申込みを完了できなかった場合等などについて本町は責任を負いませんので、期間に余裕をもって申込みをしていただくことをお勧めします。

申込みフォームの入力については、説明や指示をよく読んで正確な情報を入力してください。

申込み完了後、登録したメールアドレスに申込みフォームから送信される完了メールに受験番号が付番されます。この受験番号は受験当日の受付や合格者の発表等に使用しますので大切に保管してください。

申込み完了後、町で内容の確認を行い、入力内容の不備や確認箇所がある場合は町からメールや電話で連絡しますので対応をしてください。複数回連絡しても確認がとれない場合は、申込みを無効とさせていただきます場合があります。

6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和8年10月上旬に石井町役場前掲示板及び石井町ホームページでおこなうとともに、合格者には文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和8年11月上旬に石井町役場前掲示板及び石井町ホームページでおこなうとともに、合格者には文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和9年4月1日以降です。
- (4) 採用された場合の給与は、石井町の給与条例等に基づき支給されます。

8 試験結果の口頭による開示請求について

この試験の結果（第1次試験に限る。）については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人（不合格者に限る。）が、受験者本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等）を持参の上、石井町役場総務課まで直接おいでください。

なお、メール、電話、郵送等による請求はできません。

9 その他

- (1) この試験に関することは、石井町役場総務課（電話：088-674-1111 専用メール：saiyoushiken@ishii.i-tokushima.jp）までお問い合わせください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取を行いますから、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器は使用できません。）
- (4) 受験者及び送迎者の駐車は、末頁記載の駐車場に（台数に限りあり）するものとし、交通法規及びマナーの順守に努めてください。
- (5) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに石井町ホームページでお知らせします。

令和8年7月1日
石井町

令和7年度石井町職員採用試験における 受験上の留意事項について

令和7年度石井町職員採用試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

1. マスクの着用等

マスクの着用は個人の判断でお願いします。

咳などの症状がある方にはマスクの着用をお願いする場合がありますので、ご協力ください。

なお、試験中、写真照合の際には、試験員等の指示に従い、マスクを一時的に外していただく場合があります。

また、携帯用手指消毒用アルコールを持参されても差し支えありませんが、試験時間中は鞆等にしまってください。

2. 試験室の換気

試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるように服装に注意してください。

3. 試験室以外の場所への立ち入り制限

試験当日は、指定された場所以外の場所への立ち入りを禁止します。

4. 体調不良の場合の措置

学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を含む）に罹患し、治癒していない方は、当日の受験を控えていただくようお願いします。

なお、このことを理由とした欠席者向けの再試験の実施予定はありません。

5. 休憩時間及び昼食中の留意点

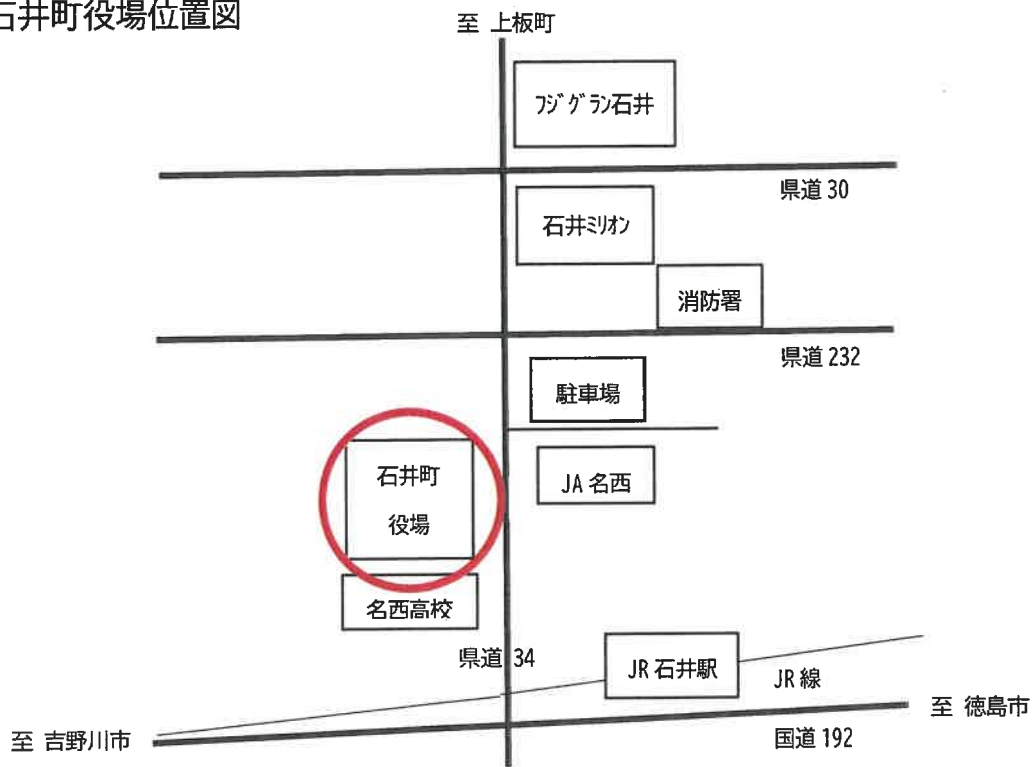
休憩時間及び昼食の際は、密集は避け、会話は控えめにしてください。

6. 水分補給の励行

熱中症対策として、試験時間中の水分補給を認めます。ただし、試験時間中に持ち込める飲料水は無地の水筒又はラベルをはがしたペットボトルとし、あらかじめ机の上に置いてください。

今後、試験に関する情報がありましたら、石井町ホームページにてお知らせしますので、適宜、ご確認ください。

石井町役場位置図



【拡大図】

